

# 大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会 報告書概要

## 1 委員会の位置づけ及び報告書の趣旨（報告書2、3ページ 3）

この事案に関しては、県は、損害賠償請求を行う「権利主体」であり、当委員会は、「権利主体」として県が法的に最大限どの範囲まで損害賠償請求が可能かを検討。

県が実際に請求するに当たって「行政組織」として必要な考慮を加え、具体的な方策を検討し採用することを妨げるものではない。

## 2 国と県との時効の対象範囲の相違により補助金返還請求を行えなかったものに係る国庫補助金返還

### <大北森林組合等>（報告書5ページ 5の(2)）

県は、事業主体の違法行為によって、国から交付を受けた補助金を国に返還をせざるを得なかったものであり、一方、事業主体に対して返還を求めることができない状態になっているため、国に返還した金額相当額は、民法の不法行為による損害賠償請求が可能。

### <同組合元専務理事>（ " ）

本件について主導的役割を果たしており、森林作業道（未施工、適用単価不適合）に係る不適正な申請に関しては、その関与が明らかであるため、民法の不法行為による損害賠償請求が可能。

## 3 国に納付した加算金相当額（不用萌芽除去、指導監督費に係るものを除く）

### <大北森林組合等>（報告書7ページ 6の(2)）

事業主体が、補助金等交付規則等に反し、補助金交付を申請し、交付を受けなければ国に対する加算金は発生しなかったものであり、県の損害と相当因果関係にあるため、民法の不法行為による損害賠償請求が可能。

### <同組合元専務理事>（報告書8ページ " ）

3と同様森林作業道（未施工、適用単価不適合）に係るものについて損害賠償請求が可能。

### <県職員>

○財務会計職員（地方自治法第243条の2第1項の対象となる職員。財務規則により「支出負担行為又は支出命令をする権限のある者からその事務の一部を処理することを命ぜられた職員で、担当係長（担当係長に相当する職を含む。）以上の職にある者」とされている。）

＜林務課長、普及林産係長＞

（報告書 12、13 ページ 6の(3)の①のイの(イ)の b、c)

調査野帳に一見して明らかな不備があったことに加え、現場写真、測量データ等による竣工の確認ができない場合、これらの書類のチェックを怠り、補助金交付決定を認めた案件については、重大な過失があったといわざるを得ない。

（係長については、自ら現地調査を行っている箇所については非財務会計職員と同様）

＜所長、副所長、会計センター職員＞

（報告書 11、13 ページ 6の(3)の①のイの(イ)の a、(ウ)）

林務課において適正である旨の検査調書を作成しており、不適正案件を見抜けなかったとしても重大な過失があったとまではいえない。

○非財務会計職員（地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の対象とならない職員）

＜造林事務担当者、調査員＞

（報告書 15、16、19 ページ 6の(3)の②のア、ウの(ア)）

・森林作業道の未施工案件

現地調査を事後的にでも行えば、施工されていないことが容易に確認できる。

・森林整備

未施工案件に年月の経過のために施業の確認ができなかったものも含まれており、これを請求対象とすることは困難であるが、施業が実施できないグラウンド等についての申請など、未施工が明らかなものについては、対象とする必要がある。

・職員の過失

申請時に未完了のものが存在する可能性があることを認識しながら事務を進め、未施工の箇所について補助金交付決定を行わせたこと、また、事業が実施されると考えていたとしても、事後的に現地調査を行うなどの進捗管理を行わなかったことに関しては、責を問われるべき過失があった。

・「未施工」以外の「要件不適合」等の案件

何らかの事業は行われ、直ちに不適正と判断すること等は困難であることから、責を問うべき過失があったとまではいえないと考えられる。

＜県庁林務部職員＞（報告書 19 ページ 6の(3)の②のウの(イ)）

北安曇地方事務所の実態を十分把握していなかったことが、長期にわたり不適正な補助金受給を継続させた要因の一つ。しかし、それは林務部の組織体制のあり方の問題であって、林務部の特定の職員の行為又は不作為と損害との間の相当因果関係の存在を認めることはできないことから、林務部の個別の職員の損害賠償責任を問うことはできない。

## ○損害賠償請求を検討すべき職員及び損害額について

(報告書 20 ページ 6の(3)の③)

区分	対象者	検討すべき損害額
財務会計職員	4人	13,576千円
非財務会計職員	7人	143,665千円
計	11人	153,093千円

※財務会計職員と非財務会計職員の双方の対象となる損害額4,148千円がそれぞれ含まれているため合計金額と「計」欄の額は一致しない。

この金額は、加算金に関し、県の損害賠償請求の対象になり得ると考えられる損害額の総額を示しているものであり、特に財務会計職員については、地方自治法第243条の2第2項により、損害が「複数の職員の行為によって生じたものであるときは、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害発生の原因となった程度に応じて」賠償責任があると定められ、その賠償額の決定は監査委員の職責とされているため(同条第3項)、当委員会は、各人に対する金額について触れることはしない。

## ○使用者たる県の被用者たる職員に対する求償制限

(報告書 20、21 ページ 6の(3)の④)

使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の状況に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきものとされている。(最高裁昭和51年7月8日判決)

今回の事案に関しては、個々の職員の置かれた状況に照らし、信義則を踏まえた適切な金額を請求することが考えられる。

## 4 今後の対応について(報告書 22 ページ 7)

当委員会においては、県が、権利主体として損害賠償請求が可能と考えられる範囲について、法的に整理したところである。これを踏まえて実際にどういう対応を取り、損害を回復すべきかについては、県が行政組織として信義則など必要な考慮を加え、最適な結果を導き出せるよう適切に対応していくことを望む。

大北森林組合については、既に補助金返還債務を認め、補助金等返還計画を策定し、県も当該計画の進捗管理や、そのための取組についての指導を行っているという事情が認められるため、これまでの県の対応と大きな齟齬を生じさせないような考慮も必要と考えられる。

財務会計職員については、地方自治法に基づき知事は監査委員に対し賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めることになるが、財務会計職員と非財務会計職員の寄与度を整理せずに非財務会計職員に請求した場合には、職員間に求償関係が残ることとなる。これを避けるため、非財務会計職員の責任についてもあわせて監査委員に対する要求監査（地方自治法第199条第6項）を行うことも考えられる。